

お支払いする保険金

日常生活中または交通事故等によるケガを補償します！

傷害死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

傷害入院保険金

事故によるケガの治療のため、入院した場合に、傷害入院保険金の支払対象期間※1内の入院に対してお支払いします。

傷害通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の支払対象期間※1内に、通院(往診を含みます)した場合にお支払いします。(注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。

傷害後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

傷害手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内※2に手術を受けた場合にお支払いします。

※1 支払対象期間はパンフレット中の保険料表をご確認ください。

※2 支払対象期間は傷害入院保険金の支払対象期間と同じとなります。

日常生活の損害賠償責任もカバー！ 個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)セットB・D・F・Hタイプの場合

- 日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合には個人賠償責任危険保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご加入の手続きについて

お申込手続き

ご希望の加入タイプをお選びいただき、加入申込票に加入タイプのほか必要事項をご記入、署名のうえご提出ください。

ご加入にあたってのご注意

- 他の保険契約等の有無について、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(年齢・職業・職種・他保険加入状況・保険金請求履歴等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 一般傷害タイプは、就業中の傷害危険対象外特約をセットしているため保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって保険料は異なりますが、加入申込票に記入の職業・職務が正しい内容になっているかご確認ください。交通傷害タイプは告知対象外です。※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 中途加入については毎月17日が保険始期日となります。加入申込の締切日および保険料については取扱代理店にお問合わせください。

A180108084

<サービスのご案内>

団体(交通)傷害保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご確認ください。

東京建設職能組合連合会 支部組合員の皆さまへ

団体(交通)傷害保険のご案内

団体総合生活補償保険(タイプE・F・G・H)

交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険(タイプA・B・C・D)

暮らしの中での万が一に備えましょう！



年に一度のお申し込みのチャンスです！！

団体割引が適用されますので個人でご加入されるより割安な保険料で
ご加入いただけます。

この機会にぜひご加入をご検討ください。

保険期間(ご契約期間): 平成30年8月17日(金)午後4時~平成31年8月17日(土)午後4時まで

申込締切日 平成30年8月6日(月)

被保険者ご本人となる方 被保険者ご本人となるのは、東京建設職能組合連合会加盟組合の組合員および組合員の従業員の方ご本人、その配偶者、ご家族(子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族)となります。

保険料払込方法 毎月月末までに所属組合経由で連合会にお支払いください。

加入申込票提出先 8月6日(月)までに所属組合にご提出ください。

■この保険は一般社団法人東京建設職能組合連合会を保険契約者とし、連合会加盟組合の組合員および組合員の従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

■このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(一般社団法人東京建設職能組合連合会)に交付されます。

保険内容に関する お問合わせは

取扱代理店：一般社団法人 東京建設職能組合連合会(担当：藤田・五十嵐)
〒162-0843 東京都新宿区市谷町2-26
TEL.03-3268-6343 FAX.03-3260-1045

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第四部営業第一課

〒103-0027
東京都中央区日本橋3-5-19
電話:03-5202-6707 FAX:03-5202-6019

2018年7月承認 A18-101384

「一般傷害」「交通傷害」の2つからお選びいただけます。

ご加入によるメリット

団体割引10%!

団体契約のため10%の割引が適用され、個人でご加入いただくより保険料が割安です。

手続きが簡単!

所属組合を通じてご加入いただける保険です。

ご家族の方も!

組合員の皆さまだけでなく、ご家族の方も団体割引10%でご加入いただけます。
*右頁の被保険者の範囲をご覧ください。

充実の補償内容!

交通事故等に限定したタイプA~D、一般傷害まで補償するタイプE~Hからお選びいただけます。

こんなときに保険金をお支払いします

タイプB・D

タイプA・C

<交通事故等の例>



走行中の車にはねられてケガをした



オートバイにぶつけられてケガをした



乗っていた列車の事故によりケガをした



駅構内(改札口の内側)の階段で転んでケガをした

※被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

+

賠償事故

国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス※がご利用になります。

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

<賠償事故の例>



買い物中、誤って商品を壊してしまいました



自転車で走行中、誤って他人にケガをさせてしまいました



水漏れを起こし、階下のお宅を汚してしまいました



飼犬が他人に咬みつきケガをさせてしまいました

※上記事故例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

被保険者ご本人となれる方(補償の対象となる方)

(注)被保険者ご本人とは、加入申込票の「被保険者(本人)」欄に記載された方をいいます。

①組合員および組合員の従業員



②組合員および組合員の従業員の配偶者



③組合員および組合員の従業員の子ども



④組合員および組合員の従業員のご両親、兄弟姉妹(別居でも可)



例:組合員の弟

⑤組合員および組合員の従業員と同居の親族



例:組合員の孫、叔母、叔父

個人賠償責任危険補償における被保険者(補償の対象となる方)の範囲

個人賠償責任危険補償における被保険者の範囲は、ご本人・ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居の親族(注1)・ご本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子です。

(注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

おすすめプラン

タイプE・F・G・H

<一般傷害事故の例>



家の中で料理中にヤケドをした



階段で転んでケガをした



スポーツ中に転んでケガをした



海外旅行中に海辺で転んでケガをした

(注)「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされていますので、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤路上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。なお、住居と職場を同じくする方、就業中か否かの区別が明らかでない職種の方および職業に就いていない方は、こちらのタイプにご加入いただけません。

タイプA~Dのほか、一般傷害事故も補償するタイプです!

保険金額(ご契約金額)と月払保険料

団体割引10%適用

<交通傷害>

(「交通事故危険のみ補償特約」セット、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 90日、免責期間 0日(入院・通院)、団体割引10%適用)

※口数契約はできません

ご加入タイプ		A	B	C	D
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	500万円	500万円
	傷害入院保険金日額	2,300円	2,300円	7,500円	7,500円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術: 傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	1,700円	1,600円	5,000円	5,000円
	個人賠償責任危険保険金額(免責金額0円)		1,000万円		5,000万円
毎月の保険料		280円	330円	930円	1,000円

※記載の保険料は、被保険者(ご本人)数が100名以上500名未満(団体割引10%適用)で算出した保険料です。

<一般傷害>

(「就業中の傷害危険対象外特約」セット、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180日、傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 90日、免責期間 0日(入院・通院)、団体割引10%適用)

※口数契約はできません

ご加入タイプ		E	F	G	H
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	500万円	500万円
	傷害入院保険金日額	2,300円	2,300円	7,500円	7,500円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術: 傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	1,700円	1,600円	5,000円	5,000円
	個人賠償責任危険保険金額(免責金額0円)		1,000万円		5,000万円
毎月の保険料		470円	510円	1,570円	1,640円